次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則(昭和39年静岡県規則第13号)第34条の規定に準じ 公告する。

令和6年7月12日

ふじのくに花の都しずおか推進協議会 会長 田保 豪

1 入札執行者

ふじのくに花の都しずおか推進協議会 会長 田保 豪

2 担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 ふじのくに花の都しずおか推進協議会事務局 (静岡県経済産業部農業局農芸振興課花き振興班) 電話番号 054-221-2679

3 調達内容

- (1) 購入物品バラLED補光資材一式
- (2) 購入物品の数量等 仕様書による。
- (3) 納 入 期 限 令和6年12月27日(金)
- (4) 納 入 場 所 現地実証は1 (袋井市湊) 現地実証は2 (島田市東町) 静岡県農林技術研究所(磐田市富丘)
- (5) 入 札 方 法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「理化学機械器具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第 225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2

条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。) が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団 又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力 団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ の他の契約を締結している者
- 5 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、応札機器について、仕様書に定める要件をすべて満たすことを示す書類を、令和6年7月17日(水)午後5時までに上記2の担当部局あて提出しなければならない。なお、提出期限までに提出がない場合は、入札に参加できない。

- 6 仕様書及び入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
 - (1) 交付期間

令和6年7月16日(火)から令和6年7月17日(水)までの日の、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

上記2に同じ

なお、電子メールによるPDF形式ファイルでの交付を希望する者は、上記2へ連絡すること。

(3) 交付方法

無償で直接交付

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年7月24日(水)午前10時30分

(2) 入札の場所

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁別館7階第4会議室B

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

8 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は入札説明書による。